

## 水巻町ビジュアルデザイン使用規程

(目的)

**第1条** この規程は、水巻町のビジュアルデザインを定め、広く町民等が使用することによりその普及を促進し、水巻町のアイデンティティの確立及び知名度の向上を図ることを目的とする。

(ビジュアルデザイン)

**第2条** この規程においてビジュアルデザインとは、記号、マーク若しくは図案化された文字列又はその両方を組み合わせたものをいう。

2 ビジュアルデザインの種類は、別表に定める。

(著作権)

**第3条** ビジュアルデザインの著作権は、水巻町に帰属する。

(使用範囲)

**第4条** ビジュアルデザインは、次のいずれにも該当しない場合に使用することができ、その使用にあたっては、ビジュアルデザインの品位及び尊厳の保持に努めなければならない。

(1) 水巻町の名誉を傷つけるおそれがある場合

(2) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与える場合

(3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合

(4) ビジュアルデザインの形状を変更する場合

(営利目的の使用)

**第5条** 前条各号のいずれにも該当しない場合でも、営利を目的としてビジュアルデザインを使用する場合は、水巻町ビジュアルデザイン使用許可申請書（別記様式）を町長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用料)

**第6条** ビジュアルデザインの使用料は、無料とする。

(使用の停止)

**第7条** 町長は、ビジュアルデザインの使用が第4条各号のいずれかに該当すると認めたときその他ビジュアルデザインを使用することが不相当と認めたときは、その使用者（使用しようとするものを含む。以下同じ。）に対し、その使用の停止を求め、使用物件の回収・廃棄等の必要な措置を取ることができる。この場合において、当該使用者に損害が生じても、町長は一切その責めを負わない。

(損害賠償等の責任)

**第8条** 使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切その責めを負わな

い。

2 使用者は、ビジュアルデザインの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、ビジュアルデザインの使用に際して故意又は過失により水巻町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を水巻町に賠償しなければならない。

(その他)

**第9条** この規程に定めるもののほか、ビジュアルデザインの使用に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

#### **附 則**

この告示は、平成30年4月1日から施行する。



水巻ロゴマーク		九州国立博物館のロゴを書いた女流書家に「水巻」の字を書いていただいた。「水が巻く」の意をイメージして書かれています。
水巻ロゴマーク +コスモス		<p>《デザインコンセプト》</p> <p>～定住という花が、咲きますように。～</p> <p>遠賀川のほとり、水巻町 かつては炭鉱で栄え 今は、川のほとりに パステル色の コスモス咲くまち</p>
水巻ロゴ単体		<p>まちで一番人集う 図書館には こどもたちの笑声</p>
コスモス単体		<p>学校にも 仕事にも どこに行くにも ほどよく近く ゆったり流れる川のごとく 暮らしの時間に 余裕ありて</p> <p>老いも若きも 住みよき、水巻</p>